

一宮監公表第2号

平成29年10月20日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 則竹安郎

一宮市監査委員 竹山聡

補助金等交付団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体である一般財団法人一宮市学校給食会及び団体への補助金等交付事務所管課の監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

補助金等交付団体の監査結果報告

- 1 監査対象
 - ・一般財団法人一宮市学校給食会の平成 28 年度の事務執行状況のうち、一宮市から交付している補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 - ・前記団体に対する所管課の補助金等交付事務
- 2 監査場所 監査事務局及び関係団体
- 3 実施年月日 平成 29 年 9 月 8 日から平成 29 年 10 月 18 日まで
- 4 監査方法
 - (1) 書類の審査
 - (2) 資料に基づく説明の聴取
- 5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 28 年度における事務執行状況のうち、補助金等に係る出納その他の事務について、補助金等の交付目的に沿って適切に執行されているかに主眼を置いて、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、団体理事長等関係職員及び団体への補助金等交付事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。一部で見受けられた留意事項については、団体の概要等について記述する中で述べる。また、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下団体の概要等について記述する。

役員数、職員数等は平成 29 年 3 月 31 日現在のものを掲載した。

◎ 一般財団法人一宮市学校給食会

1 団体の概要

(1) 設立年月

昭和 46 年 4 月

(2) 基本金（資本金）

10,000,000 円（うち一宮市の出資分 10,000,000 円）

(3) 役員数、職員数等

役 員 18 名（理事及び監事）

評 議 員 20 名

職 員 6 名（うち臨時職員 2 名）

(4) 主な事業

① 学校給食に要する物資の調達に関する事業。

② 学校給食の普及奨励に必要な事業。

③ その他この法人の目的達成に必要な事業。

2 補助金等の決算状況

平成 28 年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

○一般財団法人一宮市学校給食会補助事業

項 目	決 算 額（円）	総事業費に対す る割合（％）
総 事 業 費	1,715,673,719	—
補助対象事業費	30,820,034	1.8
市 補 助 金	30,820,034	1.8

当団体への補助金に係る同団体の出納その他の事務及び市所管課の補助金等交付事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については留意されたい。

[留意事項]

○一般財団法人一宮市学校給食会

- (1) 補助金の交付決定後に、市からの補助金を減額する補正予算が理事会で承認されていたにもかかわらず、一宮市補助金等交付規則第9条第1項に規定されている補助事業等計画変更届を市に提出していなかった。補助事業等の計画を変更する際には直ちに補助事業等計画変更届を提出されたい。

○学校給食課（所管課）

- (1) 財政援助団体への留意事項（1）のとおり、収支計画の変更があったにもかかわらず、一宮市補助金等交付規則第9条第1項に規定されている補助事業等計画変更届を提出させていなかった。補助事業等の計画を変更する際には直ちに補助事業等計画変更届を提出するよう補助事業者を指導されたい。